

川口市役所新庁舎 2 期棟 自動販売機設置に関する仕様書

1 設置場所

- (1) 住 所 川口市青木 2-1-1
- (2) 施設名 川口市役所新庁舎 2 期棟 (1 階、2 階、3 階、4 階、5 階、6 階)

2 契約期間

設置日から令和 10 年 3 月 31 日 (金) まで。

※ただし、本会または川口市から自動販売機の設置について指示がある場合は、この限りではない。

※自動販売機設置予定日は令和 7 年 6 月 30 日 (月) となっているが、当日は什器の納品を予定していることから、搬入は本会または川口市が指定する日時に行うこと。また、現在建設工事を行っていることもあり日程の変更が生じる可能性もある。

3 設置台数

- (1) 1 階 2 台
- (2) 2 階 2 台
- (3) 3 階 1 台
- (4) 4 階 1 台
- (5) 5 階 1 台
- (6) 6 階 2 台 計 9 台

4 規格・仕様及び設置条件

(1) 全台共通事項

項目	内容
身体的配慮	ユニバーサルデザインタイプの機種とし、低位置補助押ボタン、手すり付きテーブル、ユニバーサルカラー等を備えること。 ※3 階設置自動販売機については設置場所の関係上低位置補助押ボタン、手すり付きテーブルの導入なし。
環境対策	①省エネルギー ピークカット機能等消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。 ②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

災害対策	<p>設置する機種は緊急時に飲料が提供できる自動販売機とすること。</p> <p>また、本自動販売機の設置に際して本会が川口市と取り交わす災害時における飲料水の無償提供に関する覚書の定めに従い、川口市の災害対策に協力すること。</p> <p><u>※災害時に即時対応するため、操作用の鍵等については川口市が管理する場合があることを了承すること。</u></p>
外観	<p>本会マスコットキャラクター「社助」をあしらったラッピングを施すこと。なお、デザインについては選定後に本会と協議し、承認を得たものとする。</p> <p>※利用する際に目に入る面のみラッピング施すこと。</p>
その他	<p>当該自動販売機の使用電気を個別に測定するため、子メーターを取り付けること。</p> <p>キャッシュレス機能に対応した機種とすること。</p>

(2) 台ごとの事項

階	大きさ	販売価格	商品種別
1、2、4、5、6階	幅 1,050 mm×奥行 790 mm×高さ 1,940 mm以内	定価の10円引	缶・ビン・ペットボトル・紙パック
3階	幅 710 mm×奥行 740 mm×高さ 1,830 mm以内	定価の10円引	缶・ビン・ペットボトル・紙パック

※台の扉の吊元位置については、設置スペースを確認し、本会または川口市と協議の上決定する事。

5 安全対策

(1) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業作成)を遵守して措置を講じること。

(2) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱い要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売の衛生管理に万全を尽くすこと。

(3) 防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

6 設置及び管理運営

(1) 設置及び撤去に伴う工事費等の一切は設置事業者の負担とする。回収ボックス等は自動販売機の側に設置する。

(2) 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

(3) 設置事業者において、消費期限の確認等、安定した高品質の商品を提供するための品質保

証活動を行うこと。

- (4) 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (5) 設置事業者は、毎月10日までに設置した自動販売機に係る次の事項を本会に報告すること。
 - ①前月分の売上数
 - ②前月分の売上額
 - ③その他、本会に報告すべき事項
- (6) 商品の補充や保守等、当該施設内で作業を要する場合、その内容や日程等について本会と協議・調整すること。なお、複数の設置事業者が選定された場合、当該設置事業者間でこれらの作業を行う日程等の調整を行うこと。

7 販売商品の種類等

(1) 販売商品

- ①清涼飲料水以外の販売は行わないこと。また、商品は各台に指定された種別に限るものとする。
- ②販売価格はいずれも定価の10円引きとする。
- ③本会または川口市より販売商品の指示があった場合は、これに従うものとする。

(2) 使用済み容器の回収

使用済み容器等のごみの回収は随時行い、周辺の整備清掃を心がけ、常に清潔を保つこと。また、回収等の頻度は、実情に応じて本会の求めに応じること。

8 費用負担

上記5(1)のとおり、設置及び撤去に関する工事費等の一切は設置事業者が負担する。設置後の電気料金は本会が負担するものとし、川口市が指定する方法で電気料金を支払うものとする。還元率については、この点を考慮して提案すること。

9 売上金還元

売上金における還元は、自動販売機に係る売上合計金額（消費税及び地方消費税相当額含む）に還元率を乗じた額とし、毎月末締めで本会の指定する期日までに全額納付するものとする。なお、振込み手数料は、原則として設置事業者が負担すること。

10 その他

- (1) 契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して返還すること。
- (2) 許可施設を第三者に転貸してはならない。
- (3) 通常保管管理状態の故障・破損・盗難時には、機器の修理・交換を無償で行うこと。また、修理期間中は代替品を無償で支給すること。

11 申込先

社会福祉法人川口市社会福祉協議会 会長 奥ノ木信夫

参考1) 令和6年度第一本庁舎第販売本数(令和6年3月~令和7年2月)

階	販売本数	販売品目
1階	11,460本	缶・ビン・ペット
2階	16,448本	缶・ビン・ペット
	10,294本	缶・ビン・ペット
3階	29,321本	缶・ビン・ペット
	13,305本	缶・ビン・ペット
7階	1,962本	缶・ビン・ペット

参考2) 配置予定職員数

階	配置予定職員数
1階	※配置なし(駐車場、多目的スペース、カフェ、郵便局)
2階	230人
3階	240人
4階	280人
5階	150人
6階	会議室
合計	900人

参考3) ラッピング仕様例

